

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 28 年 11 月 29 日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	土 井 りゅうすけ
同	赤 井 かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成 28 年 7 月 8 日（神奈川県公報号外第 64 号）神奈川県監査委員公表第 14 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 9 箇所に係る 13 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立図書館	平成28年4月4日（平成28年3月2日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、消火栓ポンプ等修理工事代金ほか3件(1,401,138円)の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、遅延利息3,900円を支払っていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、請求書の保管場所を各担当者机上の専用箱として担当者不在時にも他の担当者が確認できるようにするとともに、出納員が会計システムの支出負担行為照会により支払遅延が無いか確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立歴史博物館	平成28年1月20日（平成27年12月4日職員調査）	（不適切事項） 1 会計事務処理において、釣銭に充てるため会計管理者から交付を受けた歳計現金(50,000円)を施設使用料徴収事務の受託者に交付し、保管させていた。 2 契約事務において、館内清掃業務委託契約書(3,931,200円)に定められた日常清掃箇所につい	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 会計事務処理については、規則の理解が不十分であったため、出納員又は現金出納員に限られる歳計現金の保管を、使用料徴収事務の受託業者に釣銭として保管させていたことによるものである。

		<p>て、平成27年4月から同年11月末までの全ての清掃日において、実施すべき作業をしていない箇所があったにもかかわらずこれを看過し、履行済として検査を完了し契約代金を支払っていた。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「特別展等の図録の出版に関する件」</p> <p>神奈川県立歴史博物館において、特別展の開催に際して出版・販売する図録の作成が遅れたため、販売開始が特別展の開始に間に合わず、特別展の開始当初の来場者に提供できない状況であった。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>今後は、このようなことがないように、平成28年度から委託内容を見直し、釣銭を使用料徴収事務の受託業者が用意することとすることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、業務仕様書に定めた日常清掃箇所の日常清掃報告書による履行確認が不十分なまま、毎月の契約代金を支払っていたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>要改善事項については、副担当者を設けるなどの体制を機能させるほか、改めて進行管理や支援体制を充実させることにより、改善を図った。</p>
神奈川県立鶴見総合高等学校	平成28年3月18日（平成28年1月20日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、生徒心電図検診委託（単価契約：受検者1名につき税込1,566円）の実施に当たり、受検する必要のない生徒1名について受検させ、検診料1,566円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、受検対象者の確認が不十分であったため、前年度に受検した生徒を未受診と誤り受検させたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による受検者の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立海洋科学高等学校	平成28年1月13日（平成27年12月2日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、古紙回収運搬業務委託の支払に当たり、契約で定めのある再生可能な紙類（ミックスペーパー）及びシュレッダーくず（税抜単価160円／10kg）のほかに、契約で定めのない再生紙、雑誌について平成27年4月分及び同年10月分において処理をさせ、処理代198円を支払っていた。</p> <p>2 物品管理事務におい</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、契約内容等の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、検収調書の様式を見直すとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については次のとおりである。</p>

		<p>て、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 海洋実習を行う大型実習船「湘南丸」（総トン数646 t）で使用するための業務用製氷機1台（181,440円（税込））及びウォータークーラー1台（93,960円（税込））を物品として取り扱うべきところ、公有財産である船舶の従物として取り扱っていた。そのため、当該物品の購入に当たり、「(節)備品購入費」で執行すべきところ「(節)需用費」で執行しており、当該物品を備品台帳に記載していなかった。</p> <p>(2) 平成26年度に現物照合を実施した全ての備品及び借用物品について、備品台帳及び借用物品台帳に実施日を記録していなかった。また、この日以降に借り入れた借用物品（全自動デジタル印刷機ほか2品目）について、借用物品台帳に記載していなかった。</p>	<p>(1) 物品の購入については、関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>製氷機及びウォータークーラーについては、平成28年3月29日に正しい節に科目更訂するとともに、備品台帳に記載した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 備品台帳及び借用物品台帳への記録については、現物照合実施後の両台帳の確認が不十分であったことにより、記載漏れを生じたものであり、平成27年12月4日に記録を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立鎌倉高等学校	平成28年3月18日（平成27年12月9日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、平成27年11月分の電気料(454,266円)の支払に当たり、鎌倉高等学校内に設置されている特別支援学校分教室分の按分計算を誤ったため、「(項)特別支援学校費」の負担額が1,363円不足しており、同額の過大が「(項)高等学校費」で生じていた。</p>	<p>不適切事項については、経費按分計算の確認が不十分であったことによるものであり、平成28年1月29日に適切な歳出科目へ更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立厚木北高等学校	平成28年1月14日（平成27年12月1日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>物品管理事務において、体育館舞台卒業記念品スクリーン設置工事（契約額117,925円）の発注に当たり、設置物品である体育館舞台用スクリーンを寄附により取得していたが、神奈</p>	<p>不適切事項については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、規則等の周知徹底を図るとともに、複数の職員</p>

		<p>川県財務規則に定める寄附受入手続に係る適正な事務処理を行っていなかった。</p>	<p>による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立相模向陽館高等学校</p>	<p>平成28年1月14日（平成27年12月3日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯21基及びゴミ集積場2箇所を設置させていた。</p>	<p>不適切事項については、財産管理に当たり、敷地内の設置物件についての現状確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員で定期的に敷地内の設置物件についての現状把握を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立三ツ境養護学校</p>	<p>平成28年3月28日（平成28年1月8日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 庶務事務において、本校高等部及び分教室高等部の修学旅行生徒引率旅費の支給に当たり、交通費のうち貸切バス代及び旅行企画料金の算定を誤ったことにより、21件、18,645円を過大に支給していた。</p>	<p>不適切事項については、関係規定に関する理解が不十分であったことによるものであり、平成28年3月31日に受給者本人より返納された。 今後は、このようなことがないよう、関係規定に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立鎌倉養護学校</p>	<p>平成28年3月10日（平成28年1月14日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤ったため、使用料1件、53円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものであり、不足分については、既に徴収済みである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することなどにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>